

# あんぜん

Japan Electronics & Information Technology Industries Association



## CONTENTS

電安法の技術基準の性能規定化と今後の見通し.....	2
活動紹介	
AV 安全技術専門委員会 / ITE 安全技術専門委員会 ...	4
安全推進専門委員会 / 電安法体系検討 TF .....	5
自主買上検査推進 TF .....	5
国際制度専門委員会の活動紹介.....	6
委員長指定席 .....	6
JEITA 電子・情報機器安全 45周年を迎えて .....	7

**Vol.16**

(通巻 45 号)

**2013 年度**

発行日：2013年(平成25年)11月20日

発行：一般社団法人  
電子情報技術産業協会  
安全委員会

編集：安全委員会

事務局：知的基盤部安全グループ  
電話03-5218-1059

URL:<http://home.jeita.or.jp/security/>

# 電安法の技術基準の性能規定化と今後の見通し

経済産業省製品安全課長  
岡部 忠久



## 1. はじめに

今日、消費者の安全・安心志向はますます高まっており、社会的にも製品の安全確保の重要性が広く認識されるようになりました。経済産業省では消費者や事業者の協力を得ながら、製品安全行政に積極的に取り組んでまいります。

取り組みの具体的な成果として、電気用品の技術上の基準を定める省令を全面改正し、性能要求のみを規定した新たな技術基準を本年7月1日に公布し、来年1月1日に施行する予定です。

貴協会の会員等関係者の皆様には、電安法体系の見直しを検討するワーキンググループや分科会にご参加いただき、今回の改正にご尽力いただきましたことを、ここに御礼申し上げます。

なお、JISの策定や、第二段階の省令改正に向けての検討等、電安法体系の見直し作業は道半ばですので、引き続きご協力をお願いいたします。

## 2. 今回の改正のポイント

### (電安法の課題)

電気用品安全法の前身となる電気用品取締法が昭和36年度に制定されてから半世紀が経過しました。現在、規制対象とされている電気用品は、当時の流れを汲むものが多く残っており、ポジティブリストで指定されている電気用品には、過度に細分化された品目がある一方、本来は規制対象であるべき電気製品が対象とされていないなど、その指定の仕方に粗密が見られます。

また、対象とされている電気用品に対しては、品目毎に寸法や形状などの技術基準が詳細に定められている仕様規定となっているため、日々進化する技術や新製品に対して柔軟かつ迅速に対応できない面が見られます。

こうした課題に対応するため、技術基準の「性能規定化」と電気用品の品目の「大括り化」という2つの方針を打ち出し、電安法の規制体系を抜本的に見直すための検討を進めてまいりました。

### (性能規定化)

技術基準の性能規定化では、電気用品の安全を確保するために必要な性能要求のみを省令に定め、当該性能を満たすための具体的な手段、方法などの詳細については規定していません。具体的には、国が品目毎に仕様規定を定めるという仕組みを改め、国が定める技術基準は、安全性能を確保するための本質的な要求のみを規定し、従来規定されていた材料の規格、数値、計算式などの詳細については、事業者の自主的な判断に任せる仕組みとするものです。

この仕組みは、既に欧州ではニューアプローチとして採用されており、国際的にも通例となっています。

### (官から民への規制緩和)

平成11年の電取法から電安法への改正に際しては、自己責

任原則と政府の関与の必要最小限化が盛り込まれました。今回の改正は、こうした官から民への規制緩和の流れに従い、「民間の自主的活動」を促進することを基本としています。

電安法の技術基準は、基本的には設計時の安全性を担保するものです。今回の改正では、現行の技術基準が求める安全性能を整理し、明確となった電気用品の安全確保に不可欠な「安全原則」等を規定しました。これにより事業者は、あらかじめ定められた寸法や形状等に従わずとも、所定の安全性能を満たすことを証明すれば、自由な発想による製品開発活動が可能となります。

しかし、自由度が増す一方で、事業者の責任は大きくなります。具体的には、性能規定化された技術基準への適合性は、事業者自身が客観的データ等に基づいて確認し、証明しなければなりません。

他方で、性能規定化された技術基準への適合性確認にあたっては、「整合規格」として認められたJIS等の公的規格を活用していく予定です。

### (改正省令の体系)

電安法では第1条において、「電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的活動を促進することにより、電気用品による危険および障害の発生を防止すること」を目的として定めており、この目的を達成するための手段として、国が規制品目を指定して技術基準を定めています。

性能規定化を行うことで、この安全原則等が明確になりました。具体的には、電気用品の安全確保に不可欠な以下の技術的事項を省令に規定しました。

#### ○一般要求事項（5項目）

- ・ 安全原則
- ・ 設計における安全機能の確保
- ・ 供用期間中における安全機能の維持
- ・ 使用者および使用場所を考慮した安全設計
- ・ 適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品および材料の使用

#### ○危険源に対する保護（11項目）

- ・ 感電に対する保護
- ・ 絶縁性能の保持
- ・ 火災の危険源からの保護
- ・ 火傷の防止
- ・ 機械的危険源による危害の防止 等

なお、改正省令の趣旨を表すべく、第2条に以下の「安全原則」を明確に規定しました。

「第2条 電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。

2 電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。」

### 3. 規制体系見直しの今後の予定

#### (第2段階の改正)

今回の性能規定化は、第1段階の改正であり、今後は、第2段階の改正に向けた検討を行います。今回の改正にあたっては、国際整合性を図る観点から、ISO/IECガイド51とIECガイド104で定められている要求事項を踏まえ改正作業を行いました。ただし、現行の技術基準の要求事項から逸脱しない範囲で性能規定化を行ったため、ガイド104で定められている要求事項のうち、規制強化となる以下の4項目については今回の改正に盛り込まず、第2段階の改正で検討することとしました。

- ①電気用品から発せられる電磁波、光、音響等による危害の防止
- ②組み込みソフトウェアの安全性
- ③電磁的妨害に対する耐性および放射の制限
- ④化学的および生物学的ハザード

#### (整合規格)

性能規定化された省令の要求事項だけでは、事業者に混乱を招くおそれがあるため、当面の間、これまでの技術基準および解釈を、改正省令の要求事項を満足するものと扱い、下位文書となる「解釈通達」として国が示すこととしました。

この解釈通達は、今後、順次JIS等の公的規格に置き換えていく予定としています。現在、規格協会等の団体でJIS化の作業が進められていますが、こうしたJIS化された民間規格の原案を、電安法の技術基準を満足した規格となっていることを確認する技術審査を行って、整合規格として是認するスキームを本年度から構築いたします。そして平成28年度には解釈通達をJIS等の整合規格へ完全に移行する予定としています。

このように民間が作成したJIS等の公的規格を整合規格として取り込む体系とすることで、最新の技術や国際的な規制動向等を迅速に反映することが可能となります。

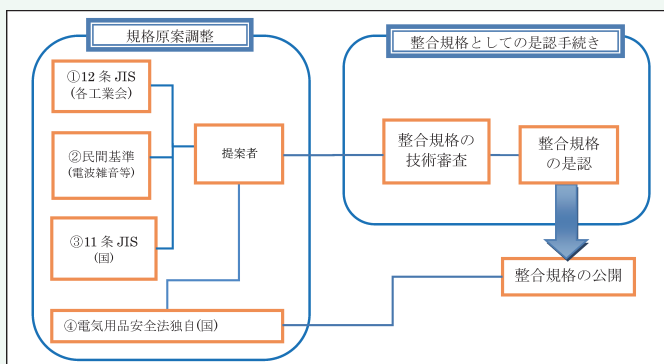


図 整合規格の作成から是認の流れ

#### (大括り化)

現在の電安法の規制体系は、同法施行令において457の規制対象品目を指定していますが、現行の指定方法では、製品の技術進歩と製品の入れ替わりが激しい電気用品の世界において迅速に対応することが困難です。

電気用品の品目区分は、電気用品取締法の時代からその時代の安全に関する考え方や技術水準を踏まえ、指定品目が追加されてきた結果、現在ではあまり見られなくなった電気用品が指定されている一方、最新の技術が反映された電気製品

が指定されていないというアンバランスが見られます。国際整合した区分に指定品目を大括り化することで、こうした状況を改善し、かつ、新技術を活用した電気用品を指定品目に追加する際にも柔軟に対応できるようになります。

指定品目を大括り化するには、政令改正等を行う必要がありますが、大括り化した場合、これまで電安法の規制対象品目でなかった電気製品が対象となる一方、これまで規制対象品目であったものが対象外となる可能性もあります。このため、指定品目の大括り化による影響は大きく、見直しにあたっては十分な周知活動と、事業者の皆様が大括り化に対応できるよう十分な準備期間を設ける必要があると考えております。

### 4. サプライチェーン全体で製品の安全を確保

昨今の流通形態、産業構造が大きく変わってきている中で、今後の製品安全対策においては、製造・輸入事業者のみならず、サプライチェーン全体で製品安全に取り組んでいくことが不可欠となっています。中でも流通事業者は、消費者に一番近い位置に存在し、製造・輸入事業者との関係も密接であるなど、製品安全対策において重要な役割を担うことが期待されています。最近では、プライベートブランドを展開して製品の企画、設計、生産に関与する事業者や、流通事業者でありながらも、生産、輸入、配送、販売を一貫して行う製造小売と呼ばれる形態の事業者も現れています。

平成24年6月に開催された産業構造審議会製品安全小委員会では、積極的に製品安全に取り組んでいる流通事業者の取り組み事例等が報告され、また、同年9月には、産業構造審議会流通部会の報告書において、製品の安全確保が、流通事業者に期待される取り組みとして位置づけられました。この流れを受け、経済産業省は、流通事業者、学識経験者、消費者代表などをメンバーとする検討委員会を設置して、製品安全において流通事業者が果たすべき役割について検討し、流通事業者が自主的に取り組むための手引きとして「製品安全に関する流通事業者向けガイド」を策定・公表しました（平成25年7月1日）。

また、リコールの実効性を確保していくため、経済産業省は流通事業者団体と協力体制を構築して、消費者へのリコール情報の周知、消費者に向けた注意喚起を実施しています。具体的には、製造・輸入事業者から経済産業省に報告があったリコール情報を迅速に流通事業者へ提供し、流通事業者はリコール情報等を消費者に周知する取り組みを行っています。今後も、流通事業者と協力体制の拡大、協力内容の充実を図る予定です。

### 5. まとめ

経済産業省では消費者の安全を確保するために、事故・リコール情報の提供や注意喚起など積極的な情報発信に力を入れており、政府機関や関係事業者と連携・協力し、製品安全行政に取り組んでいます。

また、前述したとおり、サプライチェーン全体で製品安全に取り組んでいくことが不可欠です。

電気用品安全法については、引き続き学識経験者や業界団体の協力を得ながら、基準の国際整合化、民間規格の活用、規制対象品目の大括り化等、消費者の安全の向上と事業者の活動の拡大に向けた取り組みを行ってまいります。

皆様におかれましては、引き続き、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

## AV 安全技術専門委員会

委員長 濱島 隆史



AV安全技術専門委員会は、高次元の「製品安全技術」を追究して安全なものづくりに貢献することを目的に、製品の安全性向上のために規格・基準の国際化や各種制度の調和を図り、業界・企業の社会的責任を果たすべく、以下の活動に取り組んでいます。

傘下の製品安全推進WG、規格・基準検討WG、高圧/低圧機器安全WG、ブースター機器安全WGでは、それぞれの専門性を活かしてAV製品の安全性向上活動を行っています。

平成25年度の委員会活動としては、次のテーマを重点的に取り組んでいます。

### 1. 電気用品安全法の技術基準体系等の見直し検討への積極的参画

本年度は「技術基準の性能規定化」という大きな省令改正が行われ、当専門委員会では安全委員会傘下の電安法体系検討TFを通じ、課題抽出と施策提言、情報共有を行い、新基準体系へ円滑な移行を図るとともに、性能規定化のJIS開発委員会へ参画して将来の整合規格検討にも取り組んでいます。

### 2. 海外、国内の規格・基準および試験方法への取り組み

昨年度は電気用品調査委員会の省令第1項改正検討部会に参画し、ダイレクトプラグインアダプタ/電源プラグのト

ラッキング特性の検証を傘下のWGで行い、基準化への提言をいたしました。

本年度初めには電安法の遠隔操作に関する技術基準の解釈改正が行われ、当専門委員会では電気用品調査委員会の解釈検討第1部会に参画して別表第四遠隔操作検討TFが行う解釈検討に取り組むとともに、AV製品の第三者認証における遠隔操作基準評価の運用課題について、試験機関との相互検討に取り組んでいます。

また、国際規格IEC 62368-1では第2版の制定審議が可決され、来年早々には正式発行される予定です。当専門委員会としての対応検討を進めるとともに、JIS原案作成委員会に参画し、国内規格の国際整合化に取り組んでいます。

### 3. 自主買上検査を通じた、技術基準への適合性の確認と試験機関との意見・情報交換による製品の安全性向上

自主買上検査では、製品適用規格に基づく基本試験、並びにオプション試験に当専門委員会として積極的に参加し、試験機関の協力の下、量産品の安全レベルの確認と国際規格との整合化、調査研究を推進しています。

本年度は、輻射妨害の基準がJ55013 (H22) に完全移行するとともに、3年毎の電波雑音試験 (オプション試験) の実施年であり、規格に見合った製品適用がなされているか確認検証を行う等、安全レベルの維持向上に貢献しています。

今後も、製品の更なる安全性向上に向け、多岐にわたり活動してまいります。ご協力、ご支援をお願いいたします。

## ITE 安全技術専門委員会

委員長 山下 修司



ITE安全技術専門委員会では、消費者へのより安全な製品の提供に寄与することを活動方針とし、IT機器の安全確保のため、安全規格の開発支援、普及活動、安全規格に係わる現行制度の改善要望、および今後計画されている新しい制度に対する提言活動など、製品全般に係わる安全推進に取り組んでいます。

平成25年度の活動としては、以下の取り組みを実施しています。海外対応においてはTC108/HBSDT国際会議へエキスパートを派遣し、IEC 60950-1およびIEC 62368-1の規格開発に協力するとともに、日本からの意見出しや規格案などを継続的に提案しています。国内対応においては、安全委員会傘下の電安法体系検討TFを通じて、電気用品安全法体系の見直しに対する課題の抽出と施策提言、性能規定化に伴う是認スキームの検討等の協力を行っています。また、第108委員会、第109委員会、別表第四遠隔操作検討TFへ参画することで、IT機器の安全を担当する専門委員会としての意見を発信し、時代に見合ったより良い制度作りに努めています。

当専門委員会ではWGを設置し、次世代の国際規格の開

発・普及活動に取り組んでおり、IEC 62368-1 第1版については、より一層の理解を深めるため、JQAにご協力をいただき実機サンプルでの評価を実施しました。製品の中に存在する様々な危険源を特定し、セーフガード達成のため、構造評価・測定を実施することで、規格書だけでは理解が難しい内容に対し、当専門委員会組織として議論を行い、理解を深めていくことに本活動の価値があります。IEC 62368-1 第2版については、規格発行後に翻訳作業および旧規格となるIEC 60950-1との比較検証をして、新しい要求事項を抽出することにより、メーカーの設計者の視点に立ち、新規格への早期対応をはかりIT機器の更なる安全性の確保に貢献します。IEC 60950-1 第2版について、JIS C 6950-1 追補版における規格解釈の推進および適合確認書の発行などの活動を今年度も継続して行います。

世の中における技術の進歩とともにIT機器とAV機器の垣根がなくなりつつあり、様々なマルチメディア機器が登場し続け、使用される地域、使用する人々、そして使用される環境等が拡大しつつある今の時代において、当専門委員会はIT機器の安全技術を見極めるトップランナーとしての役割を果たすべく、多くの方々の期待に応えていける活動を続けていきたいと考えています。

## 安全推進専門委員会

委員長 薄井 育正



東日本大震災から2年半の月日が流れ、2020年オリンピックの東京開催が決まりました。56年ぶりの日本での開催を喜ぶ一方で、原発の問題も含め、様々な領域で「安全」に対する意識を高めなければならない状況となっています。

このような状況下、当専門委員会は、消費者の立場で製品安全のあり方を追求し、産・官・学の協力の下、消費者への幅広い安全啓発活動を展開しています。

また、製品事故の調査分析結果等に基づき、製品事故の未然防止を目的とした、製品設計、警告表示、JEITAホームページによる安全啓発等、幅広く具体的な方策を立案し、会員会社に情報提供しています。

その具体的推進のため、当専門委員会傘下に、安全PR・WGと事故調査WGの2つのWGを設置しており、本年度は以下3項目を重点事業として取り組んでいます。

### 1. JEITA製品に関する製品安全活動の方向性研究

- ・安全啓発および消費者啓発などについて、リスクコミュニケーションを考慮した製品安全活動の方向性について調査研究を行っています。
- ・一般消費者への安全啓発を目的として、「製品を安全にお使いいただくために」のホームページのチラシを作成し、CEATECでの配布、全国電機商業組合連合会（ZDS）へ

の提供を行いました。

### 2. 警告表示等による安全啓発の活動

- ・既設の「製品を安全にお使いいただくために」のホームページの中に、リコール情報のページを新設し、消費者向けに注意喚起を行っています。
- ・AV安全技術専門委員会傘下の高圧／低圧機器安全WGの協力の下、「安全確保のための表示実施要領 第4版」と、実際の各種製品の警告表示を比較し、表示実施要領の改版を目指し検討しています。

### 3. 製品事故の情報収集に関する活動

- ・JEITA関連製品に関して、重大製品事故／非重大製品事故の発生状況について調査し、JEITAとして対応の要否を確認し、必要な場合は、広く周知を行っています。
- ・会員各社から報告された製品事故情報に関して、調査分析を行い、会員各社の製品安全活動に資するため、その結果を報告書にまとめて事故報告いただいた会員各社にフィードバックしています。
- ・事故調査の収集・分析の仕組みの継続的な改善を進めています。

今後も、更に新たな視点での取り組みにチャレンジし、より安全な製品づくりに貢献できるよう活動を推進してまいりますので、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

## 電安法体系検討 TF

主査 小島 弘文



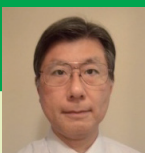
電気用品安全法の見直し検討が進められ、本年7月1日付で性能規定を技術基準とした省令改正が公布されました。

本タスクフォースとしては、周知活動の一環として、技術基準改定に伴い、経済産業省製品安全課による説明会を企画し、JEITA会員会社から100名弱の方の参加をいただきました。

た。この省令改正は大きな転機であり、今後の制度・基準の見直しを推し進める大きな柱となります。上期の電安法体系見直し活動は動きがあまりありませんでしたが、是認スキームの検討、技術基準解説検討部会での解説の見直し等、性能規定化分科会の領域で進みだしています。JEITAとしてもより良い基準作りに貢献するため、今後とも積極的な参画を行い、意見反映に努めます。皆様にも継続して、ご協力をお願いすることになると思いますが、よろしくお願いいたします。

## 自主買上検査推進 TF

主査 福島 弘二



自主買上検査は、市場で販売されている製品を業界として自主的に買上げ、第三者試験機関に検査を依頼することにより、電安法技術基準への適合確認および安全レベルの維持向上のための試験研究を実施する活動で、1971年から毎年実施しています。電安法の技術基準への適合を確認する基本試験に加え、1996年からは規格改訂の動向等に沿って様々なオプション試験を実施し、参加各社の製品安全の活動に寄与してきました。

しかし、各社で自社設計モデルが減りODM/OEMモデルが増え、巻線部品等の適合検査用部品のサンプルや仕様書等の入手が困難な会社が増えている状況から、今年度の参加会社は、12社となっています。

本タスクフォースの新任主査の個人的な抱負としては、ODM/OEMモデルでも参加していただけるように、市場で買上げた製品のみで評価できる範囲で試験を実施するという選択肢を追加したいと考えております。また、Sマークを取得している製品においては、短絡/開放試験等に対する試験結果の活用等について、皆様のご意見を伺いながら検討して行きたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

## 国際制度専門委員会の活動紹介（三国関税同盟調査団報告） 委員長 関口 秀夫



当専門委員会は、自己責任原則を柱として、国内外の安全およびEMCを中心に基準認証制度のあり方を検証し、制度の国際整合化・適正化に向けた提案により、『Time to Market Place』の短縮を図ることを方針として活動を行っています。

JEITA会員にとって近年重要性を増しつつあるロシア、ベラルーシ、カザフスタンの三国関税同盟市場では、従来の国内規制に代わる安全・EMCの技術規則（以下、CU TR）による共通適合性評価制度への移行が進められてきました。

2010年にその計画情報を入手して以来、国際制度専門委員会および傘下の海外制度検討WGは鋭意調査・分析を行い、情報共有を行ってきました。しかしながら、関税同盟の情報基盤が未整備であり確実な情報入手が非常に困難であることに加え、施行予定日を含む加盟国当局の規制方針の不整合により、情報は錯綜していました。2012年10月、技術規則の責任機関であるユーラシア経済委員会（EEC）において、安全・EMCのCU TRの強制施行の延期も審議されているとの非公式情報を入手し、CU TRが予定通り施行されるか不透明感が一層高まってきました。そこで同年11月、当専門委員会の自主事業の一環として、関係当局から最新の規則動向情報を直接聞き取り、現地の施行状況を確認するとともに、責任機関との協力関係を維持し、今後の調査ルートに活用することを目的として、2013年3月18日～23日、委員会代表者4名の調査団を派遣することを決定しました。訪問国は域内最大の市場であり、責任機関である“EEC”が在るロシア、および安全・EMCのCU TRの作成担当国であるベラルーシといたしました。

ベラルーシでは、認証機関“BELLIS”（IECEE CB制度のNCB）およびベラルーシ規制当局“GOSTSTANDART-B”（ベラルーシ国家標準化委員会）、ロシアでは、“EEC”、ロシア規制当局“FATRM”（Federal Agency on Technical Regulation and Metrology ロシア連邦技術規制度量衡庁）、認証機関“VNIIS”（IECEE CB制度のNCB）、並びに試験機関“TEST-BET”を訪問いたしました。

事前に送付していたJEITAからの質問事項に関し議論を

交わし、現地でしか得られない貴重な情報を収集することができました。CU TRは2013年2月15日付で施行されたものの、適合性評価に関する詳細な共通規定は整備されておらず、運用方法は各国・各認証機関で大幅に異なること、また特にロシアでは、長年続けられてきた認証機関の適合性評価を国際ルールに則り是正すべく当局が強力に指導を行っている過程であり、ロシア内の認定試験/認証機関は未だ極端に少なく、認証作業が滞っている事態が浮き彫りとなりました。これに対しJEITAからは、国際ルールに基づく三国共通の適合性評価方法を確実に実行できる体制を早急に整えていただきたい旨、責任機関に改めて要望しました。

一方、多くの機関とは2011年来の二度目の面会でもあり、各機関のトップの方々から大変暖かい歓迎の意を示していただきました。ロシア/ベラルーシ当局や認証機関からは、今後もJEITAとの定期的な意見交換を歓迎するとの言葉をいただき、機関との関係維持という点でも非常に有意義な訪問となりました。

今後も、国内外の基準認証制度に対し、調査団の派遣による情報収集と意見提案等のプロアクティブな活動を通じて、制度の国際整合化・適正化のための活動を一層推進していきたいと考えています。



（ロシア：ユーラシア経済委員会（EEC）訪問時）

## 委員長指定席

委員長 竹中 康祐



今年の夏は、なかなか家族4人のスケジュール合わず、旅行にも行けないと思っていた矢先、娘の部活が突然のキャンセルで、皆が暇。思いつきで、那須のトリックアートに日帰りながら出かけることになった。準備も半端なままの出発だが、さすがはナビ。行程も順調。予定通りの到着を誰も疑う余地は無かった。ただ一つ、ガソリンが残り少ないのを除いて。那須ICの一つ前のSAで小休止。気がつくともEMPTYランプが点灯。ただ最近の車は、残り走行距離が何kmと出るので、大丈夫だと発進。しかしここから登り坂の連続。またたく間に残り距離減少、那須ICまで持つか怪しい。ヤ

べーなど言った瞬間、車内は大騒ぎだ。後悔する者、責める者、前向きに対策を調べる者、家族それぞれの性格が露呈する場面でもあったが、一つ前のICで高速を降りた。シマツツ!山の中だ。スタンド無し。国道を目指そう。そうこうしている内に、ついに残り距離ゼロ。いつ止まるかビクビクしながら進んでいると、オレンジの見慣れた看板が。救われた瞬間とともに、リスク管理や「製品を安全にお使いいただくために」がいかに難しいかを身をもって体験した夏の日だった。

## 「JEITA 電子・情報機器安全 45周年を迎えて」

電子・情報機器安全は今年度で45周年を迎えました。この間、電気用品安全法の改正やリコール・社告品の未回収による事故の問題等、製品安全を取り巻く環境の変化の中で、前

回40周年以降、JEITA安全活動にご尽力いただき、ご卒業されました委員の代表の方に、激励の寄稿をいただきましたので、記念記事として掲載させていただきます。

## 「今後の JEITA 安全委員会活動に期待すること」 2009 年度安全委員会委員長 松島 実



JEITA電子・情報機器安全45周年、大変おめでとうございます。一口に45年と言っても、その歴史のなかで何代、何十代にも渡るJEITA安全担当の皆様との並々ならぬご努力の結果として、現在もJEITA製品の安全を確保し、日本の製品安全をリードする活動を継続していることは、注目すべき業界活動です。

私が安全委員会の委員長を担当していた2009年当時は、消費生活用製品安全法における重大事故情報報告公表制度が施行された2年後でしたが、社会全体の安全意識が非常に高まった時でもあります。その当時の最重要課題は、経年劣化事故の防止とリコール製品の所在把握・事故の再発防止でした。今年も問題になりましたが、その時も工業会をあげて、検討を進めておりました。

今振り返って見るに、その当時真剣に検討した内容が、今現在多かれ少なかれ実現していることは、驚きであります。例えば、リコール情報に必要な製品の所在把握に関しては、①販売店ポイントカード情報を所在把握に活用できないか

②所有者情報を登録すると製品保証期間を延長する所有者登録推進サービスが可能か  
③家電機器をHEMS等の家庭内ネットワークに接続し、省エネ推進とともにリコール情報に活用できないか  
など、徐々に社会に浸透する様子を見ると、JEITAの仲間と検討した苦勞が報われる気がします。

現時点でも、経済産業省の制定した重大事故情報報告公表制度、世界レベルの時代の先端を行く消費者保護法ですが、製品自体の安全レベルが向上して来た現在、「製品起因の事故」は減少傾向にあります。その一方で課題になるのが、「製品に起因しない事故」、つまり消費者の過失とされる「誤使用や不注意な使い方の事故」です。この領域も、最新の安全技術やUD技術等を駆使して防ぐ製品開発が望まれます。

最後になりますが、JEITAの益々の発展とともに安全関連委員会の皆様には、今後も日本や世界の安全を力強くリードしていただくよう大いに期待をしております。

## “健忘症であることの自覚を”

元安全委員会委員 池田 仁士



JEITA電子・情報機器安全45周年、製品事故を少しでも無くし、気兼ねなく豊かで文化的な生活を享受いただけるよう、製品安全への諸活動をほぼ半世紀に亘って続けられている事に、創生・前進の諸先輩をはじめ、現在も営々と努力を重ねていただいています皆様にも心から敬意と感謝の意を捧げたいと思います。またその中で、私自身10年間、仲間の一員に加えていただいていた事にも今更ながら、誇りと喜びを感じている次第です。

さて前線を退いてから1年半、すっかり田舎のおじさんになり世の中の速い動きに全く疎くなっていますが、様々な災害のニュース、中でも人災事故（花火大会での爆発炎上事故等）には心を痛めます。また物質面での豊かさを追い求めてきたが故に新たなリスクを生み、自然の脅威に耐え切れず被害を拡大しているような災害にも、何だか人間の“おごり”を戒められているような感覚さえ持つてしまう昨今ですね。

今年は関東大震災から90年、当時の状況の再検証と防災への見直しが盛んに行われています。中でもその襲来を予測し膨大な災害記録を含め、日本の地震学を飛躍的に発展させた今村明恒氏と、科学的な観点からの分析と研究により防災の父と称される寺田虎彦氏の足跡と提言が賞賛されています。

古くからの日本人は、自然を敬い、天災を恐れ、これにむやみに抗うことなく、自然と共生し、調和を持って暮してきました。「天災は忘れた頃にやってくる」と言う言葉のように、

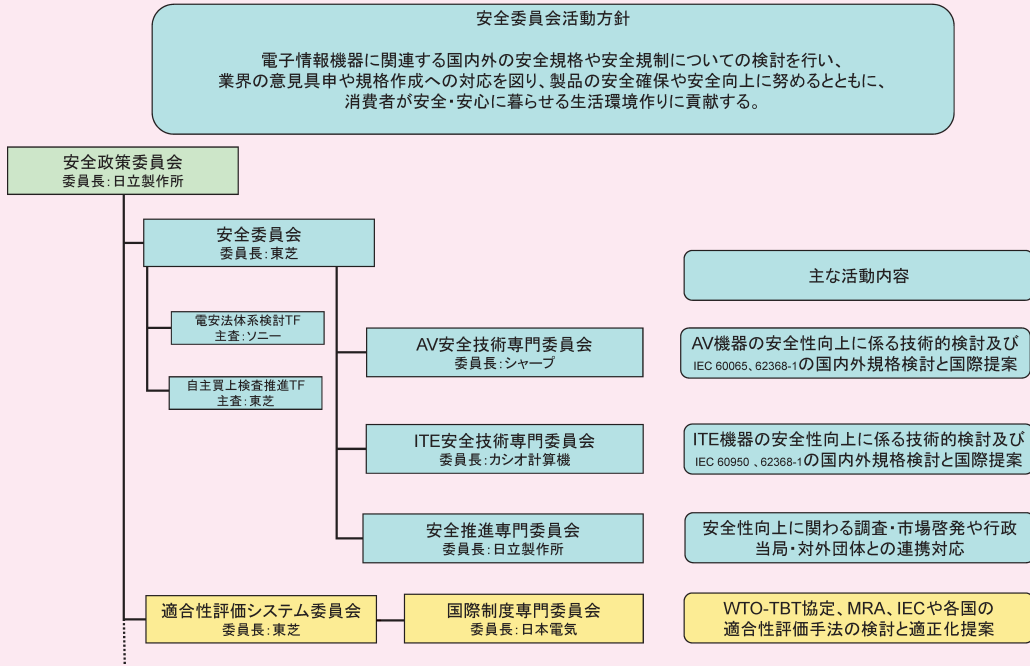
日本人は健忘症だが、幾多の災害によって防災の態度が育まれてきた。だが当時、地方からの人口流入や、物質文明の進展、諸制度の変革も含め、江戸時代には行き届いていた“逃げ方の作法”の伝承も途絶えていた。同規模の元禄大地震に比べ、人口が70万人から220万人のほぼ3倍であるのに、犠牲者は340人から10万人とほぼ300倍にも達し、そのほとんどは直接の地震被害ではなく火災によるものであったとか。

またその提言には「文明発展」が災害を大きくする。科学が本当に人間を自動的に安全にするものではない。物質が進んだ代わりに人間は退歩した。「事故や戦争は人間の手で止められるが、天災は人間の手では止められない。科学で災害国防をやるべき。」とあります。

我々日本人は、健忘症だということを自覚しなければいけません。（私自身、痛切に感じている次第！）その自覚から、継続してリスクと防災を考え、活動し続けなければならないのです。便利で新しい物は、新たなリスクを生んでいます。また、人間の五感におけるリスク経験値の低下による直接のリスクレベルも高まっています。技術レベルの向上と個人の意識変革、昔からの慣習の再確認や家庭教育、社会教育、学校教育等々を含め、危険に対する意識レベルの低下に歯止めをかけ、より文化的で快適な生活の確保に向けて、安全委員会の諸活動の増々のご活躍を期待する次第です。

# H25年度 JEITA安全委員会関連 組織

2013年4月



# JEITA

Japan Electronics & Information Technology Industries Association

一般社団法人 電子情報技術産業協会